

平成 28 年 10 月 25 日

市町村・一部事務組合
容器包装リサイクル法 ご担当者様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ガラスびんの市町村からの引き取り品質ガイドラインの変更について

標記の件につきまして、平成 29 年度より以下のとおり変更いたしますので、よろしくお願
いたします。

1. 変更内容

ガラスびん引き取り品質ガイドラインの「(3) 分別上の留意点」の⑦に、以下のとおり、乳白
色ガラスびんに関する記載を追加。

⑦陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別が
出来ません。

2. 変更理由

乳白色のガラスびんについては、容器包装リサイクル法の施行規則において、分別の対象外と
なっておりましたが、引き取り品質ガイドラインには、その旨の記載がなかったため、追加いた
しました。

以上

※ガラスびんの平成 29 年度市町村からの引き取り品質ガイドラインは 26 ページに掲載のとおり
です。今回の変更箇所アンダーラインをつけておりますので、ご参照ください。